

令和6年度答申第3号
令和7年3月24日

高槻市教育委員会
教育長 西田 誠 様

高槻市行政不服等審査会
会長 松本和彦

公文書の公開に係る審査請求に関する諮問事案について（答申）

令和6年3月1日付け高教指第2457号により諮問のあった事案について、次のとおり答申する。

第1 当審査会の結論

処分庁高槻市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 事実

1 審査請求に至る経過

(1) 公開請求

審査請求人は、令和5年10月10日付けで、高槻市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「教育委員会が保有している、PTAと書かれたチューブファイルや庁内共有フォルダ・庁内メール等にある高槻市PTA協議会、PTAフォーラムに関する文書全て（令和1年度～令和5年度分）」の写しの交付の請求（以下「本件請求」という。）をした。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、「対象となる文書の特定に時間を要するため」として、令和5年10月24日付け高教指第1454号により決定期間の延長について審査請求人に通知した。なお、延長後の決定期間満了日を令和5年11月22日とした。

その後、実施機関は別紙のとおり対象となる文書を特定し、以下の部分を非公開とする公文書部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、令和5年11月22日付け高教指第1454号-2により審査請求人に通知した。

<非公開部分>

ア 個人に係る氏名、住所、電話番号及び肖像並びに交通安全・防災上の懸念を有する（有していた）土地、構造物、設置物の所有者を特定し得る記述

イ 団体に係る名称（名称を特定し得る記述を含む。）、メールアドレス、二次元コード、代表者の印影、電話番号及び会議の開催日時に関する情報並びに防災上の懸念を有する構造物の所有者を特定し得る記述

<非公開理由>

ア 条例第6条第1項第1号に該当

上記アは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため

イ 条例第6条第1項第2号に該当

上記イは、団体の財務管理に関する情報、団体の業務遂行に支障を及ぼす懸念がある情報又は設備・運営方法に係る改善要望の対象となった法人若しくは団体を特定し得る情報であって、公開することにより、当該法人又は団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものであり、かつ、同号ただし書に該当しないため

(3) 審査請求及び諮問

ア 審査請求

審査請求人は、令和6年2月15日付けで、審査庁高槻市教育委員会教育長（以下「諮問実施機関」という。）に対し、本件決定を不服として、行政不服審査法第2条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

イ 諮問

諮問実施機関は、令和6年3月1日付けで、条例第15条第2項の規定により当審査会に対し、本件審査請求について諮問した。

2 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述の内容を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件決定において公開された文書のうち、「平成31年度 高教地第1056号、令和2年度 高教地第693号、令和4年度 高教地第1293号、令和5年度 高教指第1148号」に係る共催事業報告書に添付されているはずの「配布資料等」（以下「本件対象文書」という。）が公開されなかったから、公開しないことを取り消し、本件対象文書を公文書として公開する旨の裁決を求める。

(2) 審査請求の理由及び請求に至る経緯

本件決定は、次のとおり不当である。

本件対象文書は、令和1、2、4、5年度に高槻市教育委員会（以下「市教委」という。）が高槻市PTA協議会（以下「PTA協議会」という。）と共催した「小・中学校部会 指名委員学習会」（以下「本件共催事業」という。）に関する公文書として、PTA協議会から提出された共催事業報告書に添付されているはずの文書であり、それが公開されなかったため、公開を求める。

市教委が本件対象文書を取得しているにもかかわらず公開していないと思料する理由は次のとおりである。

ア 上記全ての年度で、市教委は本件共催事業の共催者として会場代や設備使用

料を負担しており、共催決定通知書では「8 その他 事業終了後、下記の書類を提出してください。(1)共催事業報告書、(2)配布資料等」と、共催事業報告書とともに配布資料等の提出を毎回求めている。提出すべき資料が提出されていない、つまり書類に不備があるにもかかわらず、市教委が「指名委員学習会」の共催を毎年のように継続していることは考えにくい。

イ 本件対象文書の一つである「訪問時の参考マニュアル」(審査請求書に添付されている資料ア(令和5年度))について知人が教育指導課に問い合わせた際、知人からの「指名委員訪問参考マニュアルはお手元にあるんですか?」の質問に「拝見させてもらいました」との回答があり、「どうやって入手されたんですか?」の問いに対して「高槻市PTA協議会さんが開催される学習会に共催のご依頼いただいて、会場代とか会場のサポートさせてもらって、報告のところでいただいた」との返答を得ている。

上記ア及びイから、市教委は本件対象文書を取得しているとするのが妥当であり、公文書公開請求にのっとり、公開することを求める。

(3) 補足事項及び意見

PTAは入退会自由の任意団体であるが、高槻市(以下「市」という。)のほとんどの公立小中学校では加入の任意性が周知されず、加入の意思確認もないまま、入学と同時に保護者が自動的にPTA会員として扱われている。また、市内の学校において、PTAを退会した保護者の児童生徒を登校班から外す、PTAからの卒業記念品を渡さないといった差別的運用がなされていることも、退会や非加入への抑止力となっている。このように多くの保護者が不本意にPTAに加入させられている状況にあり、PTA役員に立候補する保護者は極めて少ない。そのため、市のPTAでは、指名委員となった者が次期PTA役員を決めるために保護者の家に訪問し勧誘するという活動を行っている。

審査請求人は、市内の複数の保護者から指名活動による被害を聞いており、その内容は「くじ引きで指名委員になったとたんに仲の良かった保護者から避けられるようになった」、「次期会長が決まらず、PTA役員から『指名委員の責任だから謝罪しろ』と言われた」、「指名活動のために保護者の家を訪問したら怒鳴りつけられ、やりたくてやっているんじゃないのに…と泣きそうになった」、「『役員はやりません』と何度も断っているのに、毎晩のように指名委員が家に来て困っている」といったものである。

本件対象文書に係る、市教委が共催した「指名委員学習会」とは、指名委員がその活動方法を学ぶための学習会である。学習会ではPTA協議会役員やそのOB団体である高槻市PTAフォーラムのメンバーによる「渋る保護者をどのように説得するか」の寸劇(コロナのためウェブ開催となった令和4年度は寸劇の動画)を見せられたと、参加した保護者らから証言を得ている。

今回、審査請求人が公開を求める本件対象文書の一部である「訪問時参考マニュアル」は、保護者に詐欺や脅迫の手段を指導するような内容となっており、SNSに投稿され物議を醸し、ネットニュースとなっただけでなく全国のテレビ

でも放映された。

審査請求人が同じ小学校の保護者にこのニュースを教えたところ、次のようなメッセージが返ってきた。「このPTA指名委員、昨年私もくじ引きで当たってしまって仕方なくやっていたので、市のどの小学校の方かはわかりませんが、リンクしたくなった気持ちはよくわかります。マニュアルは、YouTube上に鍵付きの動画まで用意されていたりして、昨年ご一緒した皆さんも口を揃えて『怖ッ!!』とおっしゃっていました。これを機に、このおかしい制度がなくなればいいなと思っています。」

保護者に被害を及ぼすおかしい活動を教育委員会が支援していいはずがない。

市教委が、問題のある文書であってもきちんと公開し、問題と向き合い改善していくことで、保護者と子どもたちが安心して暮らし、学び育つことのできる市になってほしいと願い、審査請求するものである。

(4) 弁明書不提出への上申書

審査請求人が令和6年2月15日に提起した審査請求に対する市教委の弁明書が3か月以上を経過しても提出されていないため、弁明書不提出として審理を進めていただくよう申し上げる。

市教委に対しては、令和6年3月4日付けで高槻市行政不服等審査会から弁明書等の提出依頼がなされており、そこには「本書到達の日からおおむね2週間以内に提出してください」と記載されている。しかしその後提出がなされず、担当課である法務ガバナンス室の担当者が複数回にわたって提出の催促を行ったものの、市教委は弁明書提出の意思を示したのみで、結果3か月以上にわたって提出していない。このことは、事実上行政不服等審査会の審議を妨害し、審査請求人の公開請求権あるいは審査請求権を侵害するものであり、市民の知る権利の侵害である。

なお、本件審査請求は市教委が毎年共催していた学習会資料の公開という極めてシンプルな請求である。弁明に時間を要すものとは考えにくく、市教委は審査を意図的に引き延ばしている可能性があり、その場合は極めて悪質である。たとえ早急に弁明書が提出された場合であっても、市教委から提出が遅れたことについての正当な理由が示されない場合には弁明書は不可としていただくよう、重ねて申し上げる。

愛媛県では、情報公開請求を2か月間放置した職員が懲戒処分となっている。市民の知る権利につき改めて考慮の上、判断をいただけるよう申し上げる。

(5) 実施機関の弁明に対する反論

ア 実施機関の弁明書の主張は下記(ア)及び(イ)というものであった。

(ア) 本件共催事業の共催事業報告に際し、実施機関の職員がPTA協議会の役員から、配布資料の提示を受けながら説明を受け、説明を受けたことをもって当該配布資料の提出を求めなかった。そのため、実施機関は本件対象文書を取得していない。

(イ) 「報告のところでいただきました」という発言によって、実施機関が令和

5年度の本件共催事業に係る共催事業報告書の添付書類を取得していたとすることは請求人の恣意的な解釈である。実施機関職員が「拝見させてもらいました」と言っていることが、単に提示を受けたのみであることを示している。

イ (ア)についての反論

審査請求人は実施機関に対し下記①及び②の公文書公開請求を行った。

- ① 令和1、2、4、5年度に市教委が共催した「指名委員学習会」に関して、市教委の職員が、PTA協議会の役員から共催事業の報告や配布資料の説明を受けたことがわかる文書すべて。(日時、場所、説明をしたPTA協議会役員の役職名、説明を受けた職員の氏名及び役職、説明の内容、配布資料の内容を確認したことや配布資料の提出を不要と判断した記載などにつき、一部でもわかれば、断片的なものでもかまわない。メモや音声、写真等でも可)
- ② 共催事業報告の際に提出するよう記載されている資料であっても、職員に口頭等で説明を行えば提出を不要とすることができる運用について定めた文書。

結果は①及び②とも不存在であった。

「文書主義の原則」から、職員が、配布資料の説明を受けた事実がわかる文書の作成を一切しないまま、独断で資料の提出を不要にする判断や、共催事業が適切に開催されたとの判断を行うことはない。「配布資料の提示を受けながら説明を受け、説明を受けたことをもって配布資料の提出を求めなかった」との回答は、根拠のない恣意的な弁明である。

なお、もしこの弁明書の記載が事実であれば、事後には共催者が主観的に記載した共催事業報告書しか残っていないことになる。事業に関する客観的な証拠が存在せず、事後的に検証できない状況となっていることは、「文書主義の原則」に反しており、行政行為そのものに問題があると言わざるを得ず、当該職員及びその監督権限を持つ者には重い処分が下されるべきである。

ウ (イ)についての反論

審査請求人の知人が実施機関に電話で問い合わせた際の通話内容を詳記する。なお、これらは音声記録として残っており、提出も可能である。

<問合せ時の状況>

知人は令和5年度に子が通学する小学校のPTAの指名委員となった。令和5年8月24日、市内各小中学校のPTA指名委員らが参加する本件共催事業が開催されたが、仕事のため参加できず、事後にPTA会長から配布資料一式を手渡された。知人はその資料にあった「訪問時の参考マニュアル」の内容を見て驚き、「こんな悪徳訪問販売のようなことはできないがどうしたらいいか」と悩み、令和5年10月3日、アドバイスを求めるため実施機関に電話した。しかし、電話に対応した教育指導課A氏に同マニュアルについて話すも「そんなものがあるんですか」との返答であり、「PTAは任意団体なので関与できない」と取り合ってもらえなかった。知人は翌10月4日に高槻市消費生活センターに相談、同センターから「市教委に問い合わせたところ、この件について現在協議中であるとの返答があった」と報告を受

けた。(同時期に、SNSに「配布資料等」が公開され話題になったことで、実施機関の知るところとなり協議が開始されたものと推測される。)

そこで、知人は再度、10月5日及び6日に教育指導課に問い合わせた。

<令和5年10月5日 午後2時30分ごろの通話>

教育指導課B氏「高槻市教育委員会事務局教育指導課のBです」

…(略)…

知人「PTAフォーラムさんが配布した、高槻市PTA協議会が発行した、ええとその『指名委員訪問参考マニュアル』っていうのは、お手元にあるんですかね」

教育指導課B氏「あ、そうですね。私も、あの、拝見させてもらいましたね」

<令和5年10月6日 午前11時ごろの通話>

教育指導課B氏「高槻市教育委員会事務局教育指導課のBです」

…(略)…

知人「昨日問い合わせたときに、マニュアル？訪問参考マニュアルが手元にあるっておっしゃられてたんですけど、それってどうやって入手されたんですかね」

教育指導課B氏「あ、そうですね。あの一、こちらのほうですね、学習会、指名委員学習会に限らないんですけど、高槻市PTA協議会さんが開催される学習会、高槻市教育委員会のほうに共催のご依頼をいただいて、我々も共催ということで実施の会場の手配、会場代とか、環境面でのサポートさせてもらってるんですよ。で、その部分で、あの、報告のところで、あの、いただいたような形になってますね」

知人「そうなんです。でもなんかそういったマニュアルが配られてるの、存じ上げなかったみたいなこといわれたんですけど…」

教育指導課B氏「ちょっとあの、ごめんなさい、あの、全ての職員が全ての状態が、ちょっとわかってなかったの。ちょっと確認させてもらって、ということで、はい」

知人「そうなんです。だいぶ結構前に行われたやつなんですけど。誰も見てなかったってことですかね、その、報告書というか…」

教育指導課B氏「あ、すいません、そうですね。ちょっとあの一、私のほうが、その、あの、ま、いろいろ資料も日々ありますので…」

上記通話内容に基づき、以下の事実が確認できる。

- ・ 教育指導課B氏は、「手元にある」「入手された」という知人の表現に対し「そうですね」と返答し、一切否定していない。
- ・ 教育指導課B氏の「いただいた」という発言は、取得していなければ出てこないものであり、B氏も受領をはっきり認めていた。提示されたのみで手元にないのであれば「見せていただいた」といった表現になるのが自然である。
- ・ 教育指導課の他の職員(A氏)が配布資料(マニュアル)の存在を認識していなかったことを受けての、教育指導課B氏の「確認させてもらって」と

いう発言は、知人のB氏への問い合わせの後に資料を確認したことを示しており、かつ、その直前に「報告のところでいただいた」と言っていることから、その資料は、教育指導課が既に取得していたものである。

- ・ 「結構前に行われたやつなんですけど。誰も見てなかったってことですかね」の質問に対し、「すみません、そうですね」と認めている。弁明書では、本件共催事業に係る共催事業報告書の提出を受けた際（共催事業報告書の提出日は8月29日である）に、職員が配布資料の提示を受けながら説明を受けたと記載されているが、実際は知人が問い合わせをした10月まで「誰も見ていなかった」のであり、食い違う。よって、弁明書の、職員の「拝見させてもらいました」との発言が配布資料の提示を受けたのみで取得していないことの根拠であるとする主張は、これこそが恣意的な解釈である。
- ・ 「私のほうが…いろんな資料も日々ありますので」の発言は、共催事業を担当していた教育指導課B氏自身が、日々たくさんの資料を扱っているために当該配布資料の確認をできていなかったと弁解する発言であり、当該配布資料がB氏の持つ「いろんな資料」の中の一つであると認めていることに他ならない。弁明書の主張のとおり共催事業報告の際直接説明を受け、資料を受け取っていなかったのであれば、このような発言になるはずがない。

以上より、「報告のところでいただきました」の発言は共催事業報告に当たって配布資料の提出を受けたことを、「拝見させてもらいました」の発言は知人の問合せやSNSでの公開をきっかけとして改めて資料を確認したことを示していることがわかる。

エ イ及びウから、実施機関職員は直接本件共催事業報告の説明を受けておらず、本件対象文書を取得していたと考えられる。

オ 本件審査請求は、令和6年2月15日に審査請求書を提出したところであるが、実施機関からの弁明書は、法務ガバナンス室担当の再三の申出があったにもかかわらず提出されず、3か月以上後の同年6月5日に審査請求人が申し出たことにより作成された文書である。本件審査請求から弁明書の提出までの期限が定められているにもかかわらず、行政機関によって期限が守られていないことは「知る権利の侵害」であり、強い非難に値する。期限超過後の文書提出が認められてしまえば、市民に対して提出期限必須を求める行政文書との乖離が生まれ本末転倒と考える。したがって、本件審査請求に係る実施機関の弁明書は無効と判断いただきたい。

3 実施機関の弁明

弁明書及び当審査会による意見聴取の結果を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は妥当である。

(2) 審査請求に対する弁明

ア 本件決定の正当性

審査請求人は、本件対象文書が公開されなかったため、本件決定を取り消すことを求めている。

しかしながら、本件決定は、本件請求に関し実施機関が保有している全ての文書を特定しているものである。また、共催事業報告書のうち非公開とした部分は、P T A会長及び講師の氏名に係る部分のみであり、その他については、全て公開していることから、正当である。

イ 本件共催事業に係る共催事業報告書の取扱いについて

本件共催事業に係る共催事業報告書の提出までの流れについては、P T A協議会から実施機関に対し共催の申請があった後、共催に不適切な事業内容でないかを確認した後に、実施機関から共催決定通知書をP T A協議会に送付する。共催事業実施後、実施機関は、P T A協議会から共催事業報告書の提出を受けている。

共催決定通知書には、共催事業終了後に、共催事業報告書及び配布資料等を提出するよう記載している。

共催事業の実施内容を把握するためには、事業名、実施日、実施方法、事業効果及び経費決算額が必要であるところ、本件共催事業の終了後に提出された共催事業報告書には、これらが記載されており、どのような事業を実施したのかを把握することができることから、本件対象文書の確認を要するものではなかった。

また、本件共催事業を実施したP T A協議会の役員から共催事業報告書の提出を受けた際に、実施機関の職員がP T A協議会の役員から、本件共催事業の概要について配布資料の提示を受けながら説明を受けている。共催決定通知書に配布資料等を提出するよう記載しているが、このような説明を受けたことをもって、配布資料の提出は求めなかった。なお、審査請求人は、審査請求書5の2において、令和5年度に実施された本件共催事業に係る配布資料について実施機関の担当者が電話で「報告のところでいただいた」と回答していることをもって、実施機関が取得している旨を主張するが、本件審査請求書には、審査請求人自身が「拝見させてもらいました」とも記載しており、それを考慮せず実施機関が取得したかのように恣意的に解釈しているが、前述のとおり実施機関として配布資料等の提出は不要と判断しており、実施機関は、本件対象文書を取得していない。

ウ 以上により、本件決定については、違法又は不当な点はなく、正当である。よって本件審査請求には理由がないため、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断理由

1 本件の争点

審査請求人は、令和元年度、2年度、4年度及び5年度に実施された本件共催事業において市教委が発出した共催決定通知書には、事業終了後に共催事業報告書と共に配布資料等を提出するよう記載されており、提出すべき配布資料等が提出されていないという不備があるまま、市教委が「指名委員学習会」の共催を毎年のように継続していることは考えにくいこと、本件対象文書の一つである「訪問時の参考

マニュアル」について、審査請求人の知人が実施機関に電話で問い合わせた際に電話対応した職員が当該マニュアルの入手方法について「報告のところでいただいた」と回答したことから、実施機関は共催事業報告書だけでなく本件対象文書も取得しているとしてその公開を求めている。

これに対し、実施機関は、共催決定通知書に配布資料等の提出を求める記載はあるものの、本件共催事業については、共催事業報告書のみで事業内容を把握することができたため、配布資料等の確認を要するものではなかったことから、本件対象文書を取得していないと主張している。

したがって、本件の争点は、本件対象文書の存否である。

2 共催事業について

実施機関に確認したところ、従来から共催事業の申請を受け付けている団体は、PTA協議会のほか、高槻市視覚障害者協議会、高槻市聴力障害者協会、高槻市身体障害者福祉協会、学校園PTA及び高槻市である。共催を決定する手続は、事業を実施する者が共催を求める申請書を実施機関に提出し、実施機関は申請のあった事業に不適切な内容がないかを確認した上で、問題がなければ共催事業と決定して、申請者に共催決定通知書を送付する、というものである。そして、事業終了後に、提出すべき書類として共催決定通知書に記載されているものの提出を受け、事業内容の確認を行う。以上が共催に係る手続である。これらの手続は法令に基づくものではなく、また実施機関が要綱等を作成して実施しているものでもなく、従来からの運用として実施されているとのことである。なお、事業終了後に提出すべき書類は、事業を実施する団体やその内容によって異なっているが、主に共催事業報告書（事業名、実施日、実施方法、事業効果及び経費決算額を記載するもの）、事業実施当日の配布資料、アンケートを実施した場合には当該アンケート結果等、実施した事業内容や事業効果が分かる文書の提出が求められている。

また、実施機関が共催者として担う部分は事業の内容によって異なるようであるが、主に講師謝礼・会場代等の費用負担や会場予約を担当しているとのことである。つまり、実施機関は、事業共催の申請をした申請者に対して、当該事業の内容に応じて必要な支援を行うことを「共催事業」と位置付けて、申請書から報告書の提出までの手続が実施されているものと考えられる。

3 PTA協議会との共催事業に係る文書の状況について

- (1) 本件共催事業については、PTA協議会から共催に係る申請を受け付け、実施機関において事業内容を確認した後、共催決定通知書を送付している。そして、共催決定通知書には、事業終了後に共催事業報告書、配布資料等の書類を提出するよう記載しているが、実際には共催事業報告書のみ提出を受けており、配布資料等の提出は実施機関において不要と判断したとのことである。これについて実施機関に確認したところ、本件共催事業については以下のア～ウの理由から、配布資料等の提出を求めてこなかったとしている。なお、本件共催事業については、講師謝礼の負担はないが、オンライン開催となったものを除き、会場代等の費用負担や会場の予約を実施機関が担当している。

ア P T A協議会は、市内に1つしかない団体で本件共催事業の受付にかかわらず、折を見て市庁舎を訪れる、実施機関とは顔の見える関係にあり、本件共催事業は例年同様の内容で実施されていること。

イ 本件共催事業に係る報告書の提出を受ける際、P T A協議会の役員が市庁舎を訪れ、実施機関の職員が当該役員から本件共催事業の概要について配布資料の提示を受けながら説明を受けたこと。

ウ 共催事業報告書に記載されている情報（事業名、実施日、実施方法、事業効果及び経費決算額）で事業内容が分かること。

なお、上記イに係る詳細を確認したところ、令和5年度に実施された本件共催事業に係る報告書の提出を受けた際のやり取りであり、令和4年度以前も共催事業報告書の提出を受けているが、毎年度、P T A協議会の役員が市庁舎を訪れて配布資料を提示しながら事業概要の説明を受けていたか否かについては、記録がないため定かではないとのことであった。

当審査会において、本件決定において公開された文書のうち、「平成31年度高教地第1056号、令和2年度高教地第693号、令和4年度高教地第1293号及び令和5年度高教指第1148号」、すなわち、審査請求人が開示を求めている本件対象文書に関する文書を見分したところ、実施機関が説明するとおり、共催決定通知書には共催事業報告書及び配布資料等を提出するよう記載しているが、確認できた文書は共催事業報告書のみで配布資料等については確認できなかった。

- (2) 本件共催事業のほかにも、実施機関は、高槻市P T A大会、園・小・中学校合同部会、新役員事前連絡会、広報誌編集講座（平成31年度まで実施）などについて、P T A協議会から共催に係る申請を受け付けている。実施機関は、これらの共催事業についても共催事業と決定し、事業ごとに必要な支援を行い、事業終了後に共催事業報告書及び配布資料等の提出を共催決定通知書において求めている。これらの共催事業に係る文書についても当審査会において見分したところ、1件を除いて共催決定通知書に共催事業報告書及び配布資料等を提出するよう記載しているが、確認できた文書は共催事業報告書のみで配布資料等については確認できなかった。なお、見分した文書のうち1件は、共催事業報告書のみ提出を求める記載となっていた。

4 P T A協議会以外の団体との共催事業に係る文書の状況について

- (1) 上記2のとおり、実施機関は、P T A協議会のほか、高槻市視覚障害者協議会、高槻市聴力障害者協会、高槻市身体障害者福祉協会、学校園P T A及び高槻市から共催に係る申請を受け付けている。このうち、高槻市視覚障害者協議会は、手芸教室、コーラス教室、囲碁教室、詩吟教室、民謡教室など、高槻市聴力障害者協会は、教養講座及び成人講座、高槻市身体障害者福祉協会は、歌謡教室について、それぞれ共催に係る申請を行い、実施機関はこれらを共催事業と決定している。実施機関によると、これらの団体は、P T A協議会と同様、市内に1つの団体で実施機関とは顔の見える関係にあるとのことであり、また、共催事業の実施内容は、例年同様とのことである。

当審査会において、これら共催事業に係る文書を見分したところ、共催決定通知書において、事業終了後に共催事業報告書及び市教委の名義を使用した印刷物、配布資料等の提出を求めているが、確認できた文書は共催事業報告書のみで市教委の名義を使用した印刷物、配布資料等については確認できなかった。

- (2) 学校園PTAは、PTA人権問題学習会、PTA家庭教育学習会について、共催に係る申請を行い、実施機関はこれらを共催事業と決定している。実施機関によると、学校園PTAは市内に約70団体存在しており、実施機関が事業内容について、1件1件報告を受けるという対応はしておらず、共催事業報告書に当日配布資料等を添付してもらうことで履行確認を行っているとのことである。

当審査会において、これら共催事業に係る文書を見分したところ、PTA人権問題学習会、PTA家庭教育学習会の実施に当たり、確かに各学校園PTAから共催に係る申請書が提出されており、LGBT、子育て、防災・防犯、SNS・スマートフォンの使い方など、さまざまなテーマを取り上げて講師を招いて実施されている。また、これら共催事業の共催決定通知書において、事業終了後に共催事業報告書に併せて学習会資料等（案内ちらし、レジュメ、その他アンケート集計結果など）の提出を求めている。当審査会で見分した限り、共催事業報告書については全て提出されていることが確認できた。また学習会資料等については、1件を除き、案内ちらし、レジュメ、その他アンケート集計結果などの事業内容が分かる資料が提出されていることを確認した。なお、1件については、共催事業報告書しか確認できなかった。

- (3) 高槻市は、少年少女合唱団、文化祭、美術展覧会、シティハーフマラソン、市民スポーツ祭などについて、共催に係る申請を行い、実施機関はこれらを共催事業と決定している。実施機関によると、高槻市についてはそもそも共催事業報告書の提出を求めているいないとのことである。

当審査会において、これら共催事業に係る文書を見分したところ、高槻市は実施機関に共催に係る申請書ではなく依頼文を提出している。なお、依頼文とともにチラシが提出されているものもあった。これについて、実施機関は回答文を送付することで共催事業と決定しているため、共催決定通知書は確認できなかった。また、回答文に、事業終了後に提出すべき書類の記載がないため、市民スポーツ祭を除き、共催事業報告書や配布資料等も確認できなかった。なお、実施機関から提出を求めているはないが、市民スポーツ祭については実績報告書が確認できた。

5 本件対象文書の存否について

本件決定において文書の開示を受けた審査請求人からすると、共催決定通知書に配布資料の提出を求める記載がある以上、実施機関が本件対象文書を保有しているはずであると考えことは自然なことである。加えて、審査請求人の知人が実施機関に電話で問い合わせた際のやり取りから、対応した職員が配布資料を持っていると考えたことも理解できる。

他方で、上記2から4までのとおり、当審査会が確認した事実によれば、実施機関がいう共催とは、共催の申請をした団体の求めに応じて、費用負担や開催場所の予約などの支援を行うことを意味しており、その手続として申請書や実施報告書の

提出を求めるといふ運用を従来から実施しているものと考えられる。また、共催事業報告を受けるに当たり、PTA協議会、高槻市視覚障害者協議会、高槻市聴力障害者協会、高槻市身体障害者福祉協会のように、緊密な連携を取っている団体である場合や、例年行っているような共催事業である場合に、配布資料等の提出を求めないという運用を従来からの慣行として行ってきたものと考えられる。そして、本件対象文書の存在について当審査会において改めて確認してもなおその存在を確認できなかったことからすると、実施機関は本件対象文書を取得していないものと考えられる。

また、実施機関の職員が電話で対応したやり取りについては、『訪問時の参考マニュアル』をどのように入手したのか」という問合せに対して、審査請求人が主張するように「報告のところでいただいた。」という、手元に資料があると受け取れる発言がある一方で、『訪問時の参考マニュアル』は手元にあるのか」という問合せに対して「拝見させてもらいました。」という、資料を確認しただけと受け取れる発言もある。これらを考慮すると、上記の電話でのやり取りのみで実施機関が本件対象文書を取得していると結論付けることはできず、審査請求人からこの他に実施機関が本件対象文書を取得していることを裏付ける具体的な根拠の提示もないことから、これに関する審査請求人の主張は採用できない。

なお、審査請求人は「文書主義の原則」から、職員が、配布資料等の説明を受けた事実が分かる文書の作成を一切しないまま、独断で資料の提出を不要にする判断や、共催事業が適切に開催されたとの判断を行うことはなく、共催事業報告における実施機関の運用について、共催事業報告書以外にも客観的な資料となる配布資料等を提出させなければ、事後検証ができないとも主張している。

確かに、審査請求人が主張するように、対面、郵送等にかかわらず共催事業報告を受ける者は実施機関の職員であり、当該職員が報告内容等の確認を行うものと考えられる。しかし、本件共催事業に限らず提出された共催事業報告書は、決裁手続を経ており、最終的に実施機関として共催事業の報告として必要な資料は提出されていると判断している。また、共催事業は、あくまで共催の申請をした団体の求めに応じて実施機関が支援をしているのであって、支援をする主体が共催事業の性質等を考慮して配布資料等の提出を不要と判断すること自体に特段、違法・不当な点は認められない。

このほか、審査請求人はPTAの活動内容等について主張しているが、これらは本件対象文書の存否に係る当審査会の結論に影響するものではない。

以上から、本件対象文書を保有していないとする実施機関の主張に不自然・不合理な点はなく、実施機関が行った文書の特定に違法・不当な点は認められない。

6 共催事業に係る文書作成について

共催事業については、共催の申請をした団体の求めに応じて、実施機関が従来からの運用で支援を行っているところ、このような事情を知らない審査請求人が、本件決定において公開された文書を確認して、本件対象文書が特定されていないことについて不服に思うことは当然である。支援を行う主体として、配布資料等を添付する必要がないと判断したのであれば、その旨を決裁手続の段階で明記することや、

提出が不要な資料は共催決定通知書に記載しないことなど適切な措置を行う必要性は感じられる。

実施機関においては、共催事業における文書の作成について改めて検討されたい。

第4 結論

以上により、当審査会は、「第1 当審査会の結論」で述べたように答申する。

第5 当審査会の処理経過は、次のとおりである。

当審査会の処理経過

令和6年 3月 1日	・ 諮問書の受理
令和6年 6月 7日	・ 実施機関の弁明書の受理
令和6年 7月 8日	・ 審査請求人の反論書の受理
令和6年 8月 7日	・ 実施機関からの意見聴取
令和6年10月28日	・ 審査請求人の意見陳述
令和7年 1月14日	・ 審査
令和7年 2月21日	・ 審査
令和7年 3月24日	・ 答申

教育指導課保有文書

年	文書番号	件名
令和05年度	高教指第 1358号	高槻市PTA協議会の理事会の会場手配について（11月分）
令和05年度	高教指第 1159号	高槻市PTA協議会の理事会の会場手配について（10月分）
令和05年度	高教指第 1148号	高槻市PTA協議会 小・中学校部会（指名委員学習会）共催事業報告書（供覧）
令和05年度	高教指第 961号	高槻市PTA協議会の理事会の会場手配について（9月分）
令和05年度	高教地第 768号	高槻市PTA協議会との事業共催（令和5年度小・中学校部会（指名委員学習会）8/24）
令和05年度	高教地第 612号	高槻市PTA協議会の理事会の会場手配について（8月分）
令和05年度	高教地第 426号	高槻市PTA協議会の理事会の会場手配について（7月分）
令和05年度	高教地第 261号	高槻市PTA協議会 個人情報の取扱いに関する助言について（回答）
令和05年度	高教地第 254号	高槻市PTA協議会 代議員総会の出席について（供覧）
令和05年度	高教地第 253号	高槻市PTA協議会との事業共催について
令和05年度	高教地第 240号	高槻市PTA協議会の理事会の会場手配について（6月分）
令和05年度	高教地第 194号	高槻市PTA協議会における審議会等の委員の決定（報告）
令和05年度	高教地第 25号	高槻市PTA協議会の理事会の会場手配について（5月分）
令和04年度	高教地第 2018号	高槻市PTA協議会への審議会等の委員の委嘱（回答）
令和04年度	高教地第 1854号	高槻市PTA協議会からの要望書に対する回答
令和04年度	高教地第 1909号	高槻市PTA協議会広報誌第126号（供覧）
令和04年度	高教地第 1864号	高槻市PTA協議会の理事会の会場手配について（4月分）
令和04年度	高教地第 1844号	高槻市PTA協議会への審議会委員の委嘱及び会議出席について（照会）
令和04年度	高教地第 1803号	高槻市PTA協議会からの要望書に対する回答の確認について（依頼）
令和04年度	高教地第 1741号	高槻市PTA協議会の理事会の会場手配について（3月分）
令和04年度	高教地第 1597号	高槻市PTA協議会の理事会の会場手配について（2月分）
令和04年度	高教地第 1381号	高槻市PTA協議会からの要望書（供覧）
令和04年度	高教地第 1430号	高槻市PTA協議会の理事会の会場手配について（1月分）
令和04年度	高教地第 1383号	高槻市PTA協議会からの要望書の回答作成について（依頼）
令和04年度	高教地第 1293号	高槻市PTA協議会 小・中学校部会（指名委員学習会）共催事業報告書（供覧）
令和04年度	高教地第 1251号	高槻市PTA協議会の理事会の会場手配について（12月分）
令和04年度	高教地第 1083号	高槻市PTA協議会の理事会の会場手配について（11月分）
令和04年度	高教地第 1035号	令和4年度高槻市PTA大会の開催について
令和04年度	高教地第 929号	高槻市PTA協議会の理事会の会場手配について（10月分）
令和04年度	高教地第 835号	令和4年度小・中学校部会（指名委員会学習会）に係る高槻現代劇場における会議室の利用中止について（依頼）
令和04年度	高教地第 811号	高槻市PTA協議会の理事会の会場手配について（9月分）
令和04年度	高教地第 608号	高槻市PTA協議会の理事会の会場手配について（8月分）
令和04年度	高教地第 543号	高槻市PTA協議会との事業共催（令和4年度小・中学校部会（指名委員学習会）8/25）
令和04年度	高教地第 394号	高槻市PTA協議会の理事会の会場手配について（7月分）
令和04年度	高教地第 283号	令和4年度高槻市PTA協議会代議員総会の出席について（供覧）
令和04年度	高教地第 193号	第7回三島地区PTA連絡協議会役員会の会場の手配について
令和04年度	高教地第 192号	高槻市PTA協議会の理事会の会場手配について（6月分）
令和04年度	高教地第 160号	高槻市PTA協議会への審議会等の委員の調整（依頼）
令和04年度	高教地第 6号	高槻市PTA協議会の理事会の会場手配について

令和04年度	高教地第 39号	令和4年度高槻市PTA協議会事業との共催について
令和03年度	高教地第 1752号	共催事業（令和4年度新役員事前連絡会（小・中学校部会））の報告（供覧）
令和03年度	高教地第 1656号-2	高槻市PTA協議会への審議会等の委員の委嘱（回答）
令和03年度	高教地第 1676号	高槻市PTA協議会広報誌第125号（供覧）
令和03年度	高教地第 1482号	高槻市PTA協議会からの要望書に対する回答
令和03年度	高教地第 1656号	高槻市PTA協議会への審議会等の委員の委嘱（照会）
令和03年度	高教地第 1337号	高槻市PTA協議会との事業共催（令和4年度新役員事前連絡会（小・中学校部会）3/26）
令和03年度	高教地第 1032号	高槻市PTA協議会からの要望書（供覧）
令和03年度	高教地第 1081号	令和3年度高槻市PTA大会（名称：令和3年度高槻市PTA万校園博覧会）の開催
令和03年度	高教地第 1038号	高槻市PTA協議会からの要望書の回答作成について（依頼）
令和03年度	高教地第 812号	地域教育青少年課分室の閉鎖に伴う高槻市PTA協議会に対する支援について
令和03年度	高教地第 767号	地域教育青少年課分室の閉鎖に伴う高槻市PTA協議会に対する支援方針
令和03年度	高教地第 142号	共催事業の報告について（令和3年度 第1回小学校部会）（供覧）
令和03年度	高教地第 35号	高槻市PTA協議会との事業共催について（令和3年度 第1回小学校部会）
令和03年度	高教地第 34号	令和3年度高槻市PTA協議会事業の共催について
令和02年度	高教地第 1681号	共催事業の報告について（小・中学校部会 令和3年度新役員事前連絡会）
令和02年度	高教地第 1647号	高槻市PTA協議会からの要望書に対する追加回答について
令和02年度	高教地第 1456号	高槻市PTA協議会からの要望書に対する回答について
令和02年度	高教地第 1578号	高槻市PTA協議会との事業共催について（小・中学校部会 令和3年度新役員事前連絡会）
令和02年度	高教地第 1398号	令和2年度高槻市PTA大会（名称：令和2年度高槻市PTA万校園博覧会）の実施形式の変更について
令和02年度	高教地第 1097号	令和2年度高槻市PTA大会（名称：令和2年度高槻市PTA万校園博覧会）の開催について
令和02年度	高教地第 1041号	高槻市PTA協議会からの要望書の回答作成について（依頼）
令和02年度	高教地第 1039号	高槻市PTA協議会からの要望書について（供覧）
令和02年度	高教地第 693号	共催事業の報告について（小・中学校部会 指名委員学習会）
令和02年度	高教地第 644号	高槻市PTA協議会との事業共催について（小・中学校部会 指名委員学習会）
令和02年度	高教地第 642号	令和2年度高槻市PTA協議会事業の共催について
平成31年度	高教地第 1963号	高槻市PTA協議会からの要望書に対する回答について
平成31年度	高教地第 1473号	高槻市PTA協議会からの要望書について
平成31年度	高教地第 1429号	共催事業の報告について（園・小・中学校合同部会）
平成31年度	高教地第 1130号	令和元年度高槻市PTA大会の開催について
平成31年度	高教地第 1073号	高槻市PTA協議会との事業共催について（園・小・中学校合同部会）
平成31年度	高教地第 1056号	共催事業の報告について（小・中学校部会 指名委員学習会）
平成31年度	高教地第 1003号	高槻市PTA協議会との事業共催について（小・中学校部会 指名委員学習会）
平成31年度	高教地第 543号	共催事業の報告について（広報紙編集講座）
平成31年度	高教地第 436号	高槻市PTA協議会との事業共催について（広報紙編集講座）
平成31年度	高教地第 258号	令和元年度高槻市PTA協議会事業の共催について

学校安全課保有文書

令和04年度	高教学第 752号	令和5年度 幹線通学路一斉点検調査について（協力依頼）
令和04年度	高教学第 660号	令和4年度幹線通学路一斉点検調査に係る安全対策等の措置状況について（最終回答）
令和04年度	高教学第 461号	令和4年度 幹線通学路一斉点検調査に係る安全対策等の措置状況について（中間回答）
令和04年度	高教学第 41号	令和4年度 幹線通学路一斉点検調査について（協力依頼）
令和03年度	高教学第 816号	令和3年度幹線通学路一斉点検調査に係る安全対策等の措置状況について（最終回答）
令和03年度	高教学第 635号	令和2年度高槻市PTA協議会による「通学路安全推進月間」の取組に係る安全対策等の措置状況について（最終回答）
令和03年度	高教学第 597号	令和3年度幹線通学路一斉点検調査に係る安全対策等の措置状況について（中間回答）
令和03年度	高教学第 231号	令和2年度高槻市PTA協議会による「通学路安全推進月間」の取組に係る安全対策等の措置状況について（中間回答）
令和02年度	高教学第 752号	令和3年度 幹線通学路一斉点検調査について（協力依頼）
令和02年度	高教学第 497号	高槻市PTA協議会による「通学路安全推進月間」の取組に基づく対策について（依頼）
令和02年度	高教学第 135号	令和2年度 幹線通学路一斉点検調査について（協力依頼）